

森林の土地所有者届出の記載内容及び添付書類確認表

所有権の移転の原因	届出人	前所有者	所有者となった日※1	記載例	添付書類例		備考	
					必須書類	届出の原因を証明する書		
相続	「相続」	法定相続人	被相続人	相続の開始日 (被相続人の死亡日)	1	森林の土地の位置 が確認できる地 図、図面	○所有権を確認できる書類 ○相続した日付が確認出来る書類 例) 登記事項証明書、又はそれに類する書類等※2	相続開始が平成24年4月1日以前の場合は届出不要です。 ただし、平成24年4月1日以降に遺産分割協議により持分が変更された場合は、協議終了後に届出が必要です。
	「相続（遺産分割協議）」 遺産分割協議が終了した場合	分割協議により所有者となった人	1. 法定相続人 (届出人を除く) 2. 被相続人 (遺産分割協議が相続開始後90日以内に完了した場合)	1. 相続分割協議終了日 2. 相続の開始日 (遺産分割協議が相続開始から90日以内に完了した場合)	2		○所有権を確認できる書類 ○協議完了日が確認できる書類 例) 登記事項証明書、又はそれに類する書類等※2、遺産分割協議書や目録※3	
「売買」、「贈与」、「遺贈」、「土地の交換」、「譲渡担保」等	新たに所有者となった人、又は法人の名称及び代表者	前に所有者であった人、又は法人の名称及び代表者	土地の引渡日		3		○所有権を確認できる書類 ○引渡日が確認できる書類 例) 登記事項証明書、又はそれに類する書類等※2、契約書	国土利用計画法第23条第1項の届出対象（都市計画区域内5,000平方メートル以上、都市計画区域外10,000平方メートル以上の取引）の場合は、市都市計画課に届出が必要。 その場合、本届出は不要です。
法人の合併又は法人の分割	合併・分割により新たに所有者となった法人の名称及び代表者	合併・分割の前に所有者であった法人の名称及び代表者	土地の引渡日		4		○所有権を確認できる書類 ○引渡日が確認できる書類 例) 登記事項証明書、又はそれに類する書類 ※2	

※1 所有者となった日から90日以内に届出が必要ですのでご注意ください。

※2 登記原因証明情報、登記完了証、インターネット登記情報提供サービスにより取得した登記情報（照会番号があるものに限る）、登記識別情報通知、登記済証

※3 相続による届出の場合は①及び②の書面を組み合わせ添付書類とすることができます。

① 前所有者の所有権を確認するための、被相続人が所持していた登記済証、被相続人が所持していた登記事項証明書又は固定資産評価証明書等の写し

② 相続及び相続人を確認するための、戸籍又は除籍謄本、相続人代表者指定届出等の写し、公正証書遺言書・検認済の自筆証書遺言書

(ただし、遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。)

※登記上の地目が「山林」「保安林」以外の土地でも森林の状態であれば届出対象である可能性がありますので、市農林整備課までご確認ください。

※本届出により、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではありませんので、ご注意ください。